

豊橋市若年がん患者在宅療養支援事業 Q&A

No.	区分	質問	回答
1	補助対象	具体的にどのような内容が補助の対象となりますか。	<p>補助対象としては、下記のようなサービスを想定しております。</p> <p>①在宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導</p> <p>②福祉用具の貸与 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置、その他介護保険で認められるもの</p> <p>③福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器、その他介護保険で認められるもの</p>
2	補助対象	サービス等の一部に、既に他の制度等を利用している場合は対象外ですか。	<p>本制度の趣旨は、介護保険の被保険者ではない（40歳未満）、在宅で終末期を迎えるがん患者が、介護保険と同等のサービス等を利用する際の費用の負担軽減を図るものです。このため、他制度を利用したサービス等については、本制度の対象外となります。</p> <p>ただし、他制度を利用しない場合については、この限りではありません。</p> <p>なお、個人で加入している保険による給付を受けていることに関しては問いませんので、全額補助対象となります。</p>
3	補助対象	訪問看護等で既に医療保険を受けている場合は対象外ですか。	<p>医療保険を既に受けた訪問看護等の費用については、自己負担分を含め全て対象外となります。</p> <p>ただし、医療保険を利用していない費用で全額自己負担した場合につきましては、本制度を利用することも可能です。</p>
4	補助対象	サービスの提供事業者には指定がありますか。	<p>原則下記の条件を満たしている事業者であることが必要となります。</p> <p>1 法人格である 2 サービスの提供事業者の代表者が、補助対象者の同居者でない</p> <p>【同居とは（同居の判断）】</p> <p>①同一家屋であること ②玄関、居室、台所、浴室等が独立でないこと</p>

			<p>③玄関、居室、台所、浴室等が独立していても室内階段、室内扉でつながっていること</p> <p>④同一敷地内に家族等が居住しており、家事の日常生活上の世話をを行っていること（※）</p> <p>（※例えば、日中の生活時間帯にどちらかの住居で過ごしているなど、多くの時間を共にしているのであれば「同居」とみなします。）</p>
5	補助対象	健全な介護者（同居者）がいた場合、生活援助は対象外となるのでしょうか。	健全な介護者（同居者）がいることをもって、生活援助を一律に対象外とはしません。健全な介護者（同居者）がいた場合でも、介護できない状況であれば本制度を利用することが可能です。
6	補助対象	入院中の方が、在宅の準備に購入したものは補助の対象となりますか。	対象者が入院中に購入を行った場合、その後退院して実際に使用すれば補助の対象となりますが、入院継続や死亡で使用しなかった場合は補助の対象とはなりません。
7	補助対象	学校での在宅サービスの利用を考えていますが、補助の対象となりますか。	学校での利用においては、学校側で対応されることであるため、本事業を利用することはできません。
8	補助対象	小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている場合、支給を受けていない福祉用具の貸与・購入について対象となりますか。	小児慢性特定疾病医療費の支給対象者は、福祉用具の貸与・購入については全て対象とはなりません。
9	対象者	どのような疾患の方が対象となりますか。	<p>全国がん登録の届出対象となる疾患（※）を対象とします。</p> <p>（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。） 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍 ・消化管間質腫瘍
10	対象者	申請時点で亡くなっている対象者について申請はできますか。	できません。申請からサービス等の利用時までにおいて存命である対象者について申請及び補助金の請求が可能です。

11	補助額	申請者への補助額の端数はどのように扱いますか。	1円未満切り捨てになります。
12	補助額	在宅サービス等に係る消費税は助成対象となりますか。	対象経費は、本体価格+消費税であるため、対象となります。
13	補助額	福祉用具の貸与・購入にかかった手数料、送料・運搬費、設置費・組立費などは補助対象となりますか。	福祉用具そのものの対価ではない諸費用については補助対象外となります。
14	申請	申請はいつまでに行う必要がありますか。	申請から補助金交付までは、下記の流れとなりますので、サービス利用前に申請が必要です。 ※ただし、令和5年4月1日から令和5年6月30日の間にサービスを利用した方は、利用資格の有効期間の始期をサービス利用開始日とすることが可能です。 【申請から補助金交付までの流れ】 ① 利用申請（申請者→豊橋市） ② 利用決定の通知（豊橋市→申請者） ③ サービスの利用（申請者） ④ サービスの利用料の支払い（申請者） ⑤ 補助金の請求（申請者→豊橋市） ⑥ 補助金交付（豊橋市→申請者）
15	申請	本人でない者が利用申請することは可能ですか。	本制度の対象者による申請が原則となりますが、対象者が未成年の場合は、親権者が申請することができます。
16	申請	申請後、利用資格等に有効期限はありますか。	有効期限はありませんが、申請からサービス等の利用時までにおいて豊橋市に住民票がある方が本制度の対象となります。
17	申請	医師による意見書でかかった文書料などは申請者の本人負担ですか。	本人負担となります。
18	請求	本人でない者が請求することは可能ですか。	補助金の請求は、利用申請時に申請者が委任した方（受任者）による請求が可能です。また、請求時に申請者が亡くなっている場合は、申請者の法定相続人であることが分かる書類を添付することで法定相続人による請求が可能です。
19	請求	領収書にはどのような記載が必要ですか。	申請者又は請求者の氏名、サービス利用日（購入日）、利用（購入）金額、サービス内容（品名）、領収書発行者の名称及び住所の記載が必要です。
20	請求	領収書に品名が書かれていないが、どうすればよいですか。	領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など利用や購入内容がわかるものの写し

			を添付してください。
21	請求	クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	<p>店舗などによってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合は利用内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。</p> <p>【サービス（購入）内容が確認できる書類】 利用したサービスや購入した用具などが掲載されているパンフレットやカタログ等</p> <p>【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等（申請者（または補助対象者）の氏名、購入日、購入金額がわかるもの）</p>
22	請求	インターネット（クレジットカード決済）で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	<p>クレジット会社からの請求明細と申込みの受注確認のメールをプリントアウトしたものなど、購入内容及び支払内容が確認できる書類を提出してください。 ※納品書のみでは不可ですので、納品書の場合は、併せてクレジット会社からの請求明細が必要になります。なお、クレジット会社からの請求明細がプリントアウトできない場合は、スマートフォン等に表示させたものを窓口で確認させていただくことでも可能です。</p>
23	請求	領収書を他にも使用するため原本を提出できない場合は、どうすればよいですか。	<p>原本の確認は必須となりますので、一度原本を提出し、確認後に返却します。請求書に返還希望のチェック項目があるので希望される場合はご記入ください。</p>
24	請求	請求書は毎月提出してもらう必要はありますか。	<p>毎月提出してもらう必要があります。原則としてサービス等を利用した月の翌月20日までに提出してください。</p>
25	請求	事業者が直接費用を受け取る方法での支払いは可能ですか。	<p>不可です。原則償還払いとなるため、サービス事業者で請求された額をいったんお支払いしていただく必要があります。</p>
26	請求	利用途中に補助対象者が40歳を迎えた場合、誕生日前々日までの利用分の支払いは可能か。	<p>40歳の誕生日の前々日までに利用した費用を、本事業で支払うことが可能です（誕生日の前日以降の費用は本制度の対象となりません）。</p> <p>そのため、月単位で支払っているものに関しては、日割り計算となります。</p>